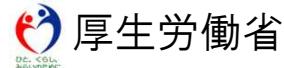




「簡素な給付措置」 (臨時福祉給付金)

をよそおった 「振り込め詐欺」や 「個人情報の詐取」に ご注意ください。



平成25年10月1日に閣議決定された「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」については、住民の皆様へご連絡や給付を行う段階ではありません。
具体的な給付の方法などが決まり次第、速やかに広報いたします。

このため「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」に関して、

- 市町村や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATMを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村や厚生労働省などが、「簡素な給付措置（臨時福祉給付金）」の給付のために、手数料などの振込を求めるることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村や厚生労働省などが住民の皆様の世帯構成や銀行口座の番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかることがあります。郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））に御連絡ください。

